

水産資源保護法に基づく水産動物の種苗等の輸入通関の際における取扱いについて

- 平成 8 年 7 月 19 日蔵関 582 号
- 改正 平成 9 年 3 月 31 日蔵関 290 号
- 改正 平成 13 年 1 月 6 日財関第 4 号
- 改正 平成 15 年 7 月 11 日財関第 722 号
- 改正 平成 17 年 10 月 13 日財関第 1289 号
- 改正 平成 19 年 9 月 20 日財関第 1207 号
- 改正 平成 23 年 12 月 27 日財関第 1439 号
- 改正 平成 28 年 6 月 24 日財関第 784 号
- 改正 平成 28 年 12 月 27 日財関第 1599 号
- 改正 令和 2 年 12 月 28 日財関第 1120 号
- 改正 令和 3 年 12 月 21 日財関第 929 号

標記のことについて、別添のとおり農林水産省消費・安全局長から通知があったので、令和 4 年 1 月 1 日からこれにより実施されたい。

別添

- 平成 8 年 7 月 10 日 8 水研第 688 号
- 改正 平成 8 年 11 月 20 日 8 水研第 972 号
- 改正 平成 8 年 7 月 10 日 8 水研第 688 号
- 改正 平成 8 年 12 月 27 日 8 水研第 1010 号
- 改正 平成 13 年 1 月 5 日 12 水魚第 3696 号
- 改正 平成 15 年 6 月 30 日 15 水魚第 535 号
- 改正 平成 17 年 10 月 7 日 17 消安第 6856 号
- 改正 平成 19 年 9 月 19 日 19 消安第 3952 号
- 改正 平成 23 年 12 月 20 日 23 消安第 4629 号
- 改正 平成 28 年 6 月 13 日 27 消安第 6428 号
- 改正 令和 2 年 12 月 21 日 2 消安第 4116 号
- 改正 令和 3 年 12 月 15 日 3 消安第 4806 号

財務省関税局長 殿

農林水産省消費・安全局長

水産資源保護法に基づく水産動物の種苗等の輸入通関の際における取扱いについて

水産資源保護法(昭和 26 年法律第 313 号)に基づく水産動物の輸入許可に関する業務は、動物検疫所で行っているところです。今般、「水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令」(平成 28 年農林水産省令第 3 号)が平成 28 年 1 月 27 日付けで公布され、平成 28 年 7 月 27 日から施行されることから、当該水産動物の輸入通関の際における取扱いを下記のとおり改正し、本年 7 月 27 日から施行することとしましたので、通関時における御協力方よろしく申し上げます。

記

1 対象となる水産動物

水産資源保護法(昭和 26 年法律第 313 号。以下「法」という。)第 13 条第 1 項により、農林水産大臣の輸入の許可を必要とする水産動物は、水産資源保護法施行規則(昭和 27 年農林省令第 44 号。以下「規則」という。)第 1 条に掲げるものであり、具体的には以下のとおりである。

なお、以下の表の生きている水産動物のうち、食用に供するものにあつては、公共の用に供する水面又はこれに直接排水する施設において保管するものに限る。

水産動物	関税定率法(明治 43 年法律第 54 号)別表の番号
さけ科魚類	第 0301.11 号の 2 (観賞用の魚の淡水魚のその他のもの)、第 0301.19 号(その他のもの)、第 0301.91 号(ます)及び第 0301.99 号(その他のもの)のうち、さけ科魚類 第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵)のうち、さけ科魚類のふ化用の魚卵
こい、 きんぎょその他のふな 属魚類、 こくれん、 はくれん、 あおうお、 そうぎょ、 ないるていらびあ	第 0301.11 号の 1 (観賞用の魚の淡水魚のこい及び金魚)のうち、こい(キュプリヌス・カルピオ)及び金魚 第 0301.11 号の 2 (観賞用の魚の淡水魚のその他のもの)のうち、ふな属魚類、こくれん、はくれん、あおうお、そうぎょ及びないるていらびあ 第 0301.93 号(こい)のうち、こい(キュプリヌス・カルピオ)、ふな属魚類(カラシウス・カラシス)、こくれん、はくれん、あおうお及びそうぎょ 第 0301.99 号(その他のもの)のうち、ないるていらびあ 第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵)のうち、こい、きんぎょその他のふな属魚類、こくれん、はくれん、あおうお、そうぎょ及びないるていらびあのふ化用の魚卵
まだい	第 0301.19 号(観賞用の魚のその他のもの)及び第 0301.99 号

	<p>(その他のもの)のうち、まだい</p> <p>第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵)のうち、まだいのふ化用の魚卵</p>
<p>くるまえび科えび類、</p> <p>さくらえび科あきあみ属えび類、</p> <p>てながえび科えび類</p>	<p>第 0306.36 号 (その他のシュリンプ及びプローンの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)の生きているもののうち、くるまえび科えび類、さくらえび科あきあみ属えび類及びてながえび科えび類</p> <p>第 0511.91 号の 2 (その他のもの)のうち、くるまえび科えび類、さくらえび科あきあみ属えび類及びてながえび科えび類のふ化用の卵</p>
<p>とこぶし、</p> <p>ふくとこぶし、</p> <p>えぞあわび、</p> <p>くろあわび、</p> <p>まだかあわび、</p> <p>めがいがわび</p>	<p>第 0306.27 号の 1 (その他のシュリンプ及びプローンの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)の生きているもののうち、くるまえび科えび類、さくらえび科あきあみ属えび類及びてながえび科えび類</p> <p>第 0511.91 号の 2 (その他のもの)のうち、くるまえび科えび類、さくらえび科あきあみ属えび類及びてながえび科えび類のふ化用の卵</p>
<p>まがき属かき類</p>	<p>第 0307.81 号 (あわびの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)の生きているもののうち、とこぶし、ふくとこぶし、えぞあわび、くろあわび、まだかあわび及びめがいがわび</p> <p>第 0511.91 号の 2 (その他のもの)のうち、とこぶし、ふくとこぶし、えぞあわび、くろあわび、まだかあわび及びめがいがわびのふ化用の卵</p>
<p>ほたてがい</p>	<p>第 0307.21 号 (スキャロップ及びその他のいたやがい科の軟体動物の生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)の生きているもののうち、ほたてがい</p> <p>第 0511.91 号の 2 (その他のもの)のうち、ほたてがいのふ化用の卵</p>
<p>まぼや</p>	<p>第 0308.90 号の 1 (その他のものの生きているもの)のうち、まぼや</p> <p>第 0511.91 号の 2 (その他のもの)のうち、まぼやのふ化用の卵</p>

<p>生きていない上記水産動物（加工したものを含み、養殖の用に供するもの（魚粉及び魚油を除く。））</p>	<p>第 0508.00 号の 2（さんごその他これに類する物品並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲並びにこれらの粉及びくずのうち、その他のもの）のうち、上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供するもの（魚粉及び魚油を除く）</p> <p>第 0511.91 号（魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第 3 類の動物で生きていないもの）の魚のくず及びその他のものうち、上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供するもの（魚粉及び魚油を除く）</p> <p>第 2301.20 号（魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット）のうち、上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供するもの（魚粉及び魚油を除く）</p> <p>第 2309.90 号の 2（その他のもの）の魚又は海棲哺乳動物のソリユブルのうち、上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供するもの（魚粉及び魚油を除く）</p>
---	--

2 輸入の際の取扱い

上記 1 の水産動物及びその容器包装（以下「水産動物等」という。）の輸入に際し、法第 14 条第 1 項に規定する「輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがない」ことを確認するため、動物検疫所職員は輸入水産動物の健康状態等を目視で検査するとともに、必要がある場合には水産動物等の一部を採取し精密検査する。

検査を実施する場所は、水産動物等が輸入される空港又は海港（以下「空港等」という。）の動物検疫所（支所及び出張所を含む。以下同じ。）の検査場及び動物検疫所が設置される空港等内のあらかじめ動物検疫所により確認された場所とする。このため、動物検疫所が設置されていない空港等に水産動物等が輸入される場合には、貨物到着後、当該水産動物等を輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）に水産動物等を動物検疫所が設置されている空港等に輸送させた上で、検査を行うため、輸入者から税関に対しその旨、申出があった場合は、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）上必要な手続（他所蔵置の許可及び保税運送）をとらせた上、動物検疫所職員による検査が受けられるよう対処願いたい。

上記検査及び申請内容の審査の結果、水産動物等の輸入を許可した場合には、法第 13 条第 4 項の規定により農林水産大臣は「輸入許可証」（規則別記様式第二号）を輸入者に交付する。

輸入者には、税関への輸入申告の際に当該許可証又はその写しを提出させるので、これをもって関税法第 70 条に規定する他の法令の証明とされたい。

3 通関の際に疑義が生じた場合の取扱い

前記 1 及び 2 に関して疑義が生じた場合は、動物検疫所に照会願いたい。